

日高市木造住宅耐震診断補助制度



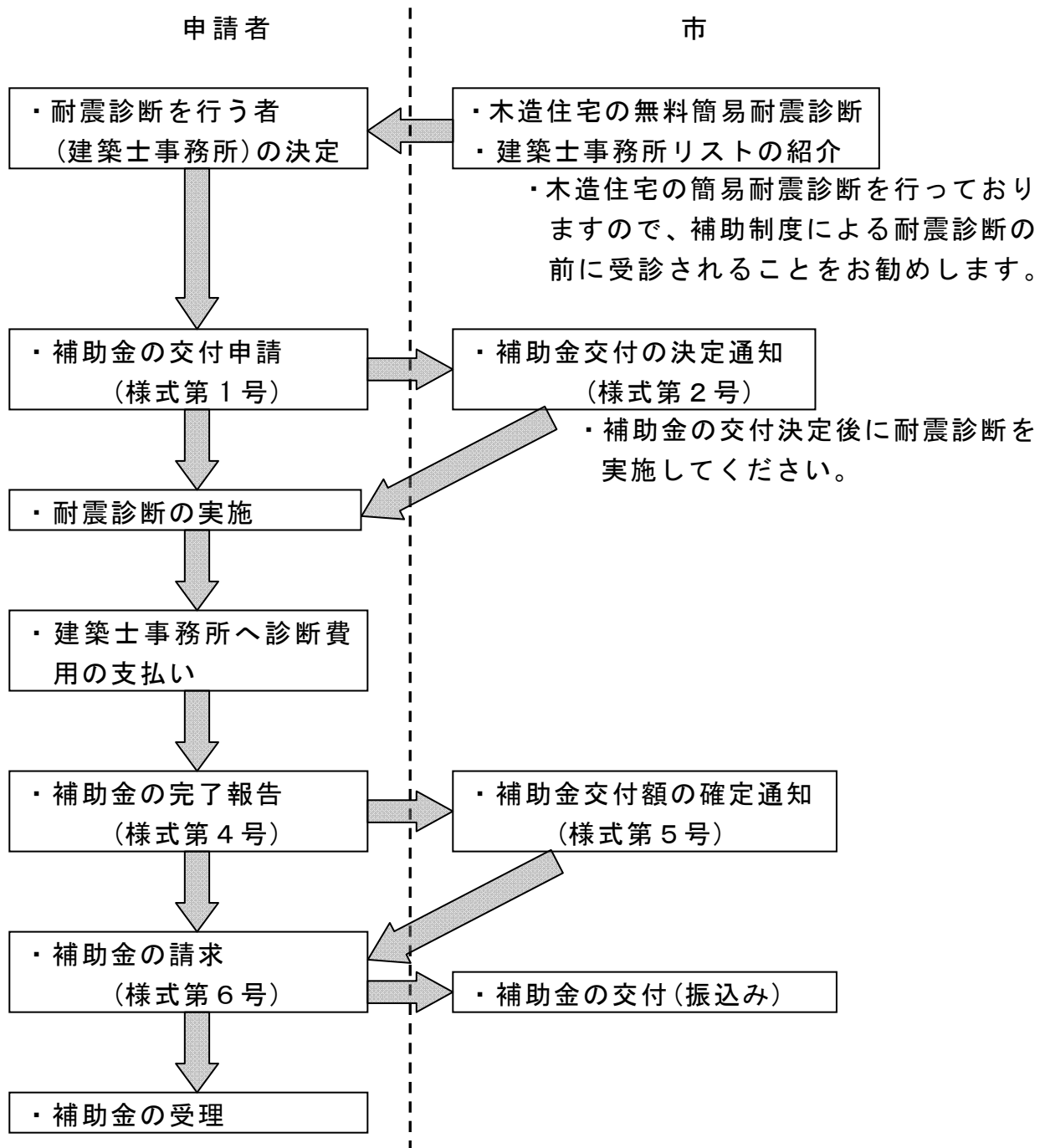
平成7年の阪神・淡路大震災で亡くなられた方の直接的な原因の9割は、住宅・建築物の倒壊によるものでした。

市では、快適に暮らせる安心・安全のまちをめざして、地震による建築物の倒壊被害を防ぐため、木造住宅の耐震診断を行う方に、診断費用の一部を補助します。

都市計画課では、木造2階建以下で、かつ、500㎡以下の木造住宅の無料簡易耐震診断を行っています。

※無料簡易耐震診断では、現地調査は行いません。確認申請等の図面をもとに行う診断です。正確に診断を行うためには、現地調査が必要です。

1 手続きの流れ



※ 補助金が当該事業年度の予算枠を超えた場合は、その時点で終了となります。

2 補助対象建築物

市内の木造建築物で次に掲げるすべての要件に該当するもの

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅又は兼用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 未満のもの
- (2) 木造在来軸組工法(伝統的構法を含む)又は木造枠組壁工法(ツーバイフォー)で建築されたもの
- (3) 階数が地上 2 階以下のもの

3 補助対象者

補助対象建築物を所有し、申請時に納期が到来している市税の滞納がない方

4 診断を行う者

建築士事務所に所属する 1 級建築士、2 級建築士及び木造建築士

5 対象となる耐震診断

財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」により、建築物の地震に対する安全性を評価したもの

(平成 18 年国土交通省告示第 184 号に基づく方法)

6 補助金額

耐震診断に要した費用の 2 分の 1 以内で、かつ、上限 5 万円となります。

〔耐震診断費用〕 × 1 / 2 = 〔補助金額 (1,000 円未満切捨て)〕

- ・ 耐震診断に要した費用が 13 万円の場合

$$13 \text{ 万円} \times 1 / 2 = 6 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \quad \longrightarrow \quad 5 \text{ 万円 (上限)}$$

- ・ 耐震診断に要した費用が 8 万 5 千円の場合

$$8 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \times 1 / 2 = 4 \text{ 万 } 2 \text{ 千 } 5 \text{ 00 円} \quad \longrightarrow \quad 4 \text{ 万 } 2 \text{ 千円 (切捨て)}$$

7 補助金の交付申請

【補助金の交付申請に必要な書類】

- (1) 日高市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (3) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 建築確認済証の写し又は建築時期が確認できる書類
- (5) 耐震診断を実施する建築士の免許証及び建築士事務所登録通知書の写し
- (6) 本人以外の方が交付申請をする場合は、本人の委任状

8 耐震診断の完了報告

【耐震診断の完了報告に必要な書類】

- (1) 日高市木造住宅耐震診断補助事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (3) 耐震診断の結果報告書の写し
- (4) 本人以外の方が交付申請をする場合は、本人の委任状

9 補助金の請求

【補助金の請求に必要な書類】

- (1) 日高市木造住宅耐震診断補助金請求書（様式第6号）
- (2) 本人以外の方が請求書を提出する場合は、本人の委任状

問合せ・申込先

日高市都市計画課建築指導担当

〒 350-1292

住所 日高市大字南平沢 1020 番地

電話 042-989-2111 内線 3354